

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

1. 空き家活用費補助事業の追加

■改正内容

市町村が、空き家等の所有者等が実施する、移住希望者など住宅の確保に支援を要する者向けの住宅への改修に要する経費（設計費を含む）を補助する場合、その経費への補助を支援対象に追加する。

■改正箇所

第2条第28号及び第29号

第3条第1項及び第2項

別表第7、第8及び第10

2. 空き家対策市町村緊急支援事業の拡充

■改正内容

空き家対策市町村緊急支援事業の空き家の調査対象として、外観目視による調査だけでなく、活用の可否を含めた専門家による詳細な調査も支援対象とするよう拡充することとし、限度額を10万円／戸に改める。

■改正箇所

別表第9